

大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会

傍聴要領

1 傍聴手続

傍聴の受付は、先着順に行いますが、会議の開催時刻又は定員になり次第、受付を終了します。

会場の入場については、係員の指示に従ってください。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 静粛を守り会議を妨害しないこと（携帯電話等の使用禁止）。
- (2) 公然と意見を表明する等会議を妨害しないこと。
- (3) 会長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- (4) ゼッケンの着用、横断幕等の持ち込みをしないこと。
- (5) その他礼儀を守り、いやしくも会議を軽視するような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

傍聴者が前項の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。